

水道局だより

平成28年3月16日発行
平成28年 第1号
水道局

☎237-5811 FAX 237-1210

水道の使用開始・中止の届け出は津市水道サービスセンターへ

水道局では経営の効率化を図るため、一部の窓口業務を民間業者に委託した津市水道サービスセンターを開設しています。

引っ越しなどで水道の使用開始や中止をする場合は、電話またはファクス、津市ホームページからの電子申請で市水道サービスセンターへ届け出てください。



水道の使用を開始するとき

届け出が必要です。入居時に水道が使用できても、新しく使用する人を届け出てください。前の使用者に替わって引き続き水道を使用する場合も届け出が必要です。

水道の使用を中止するとき

使用開始と同様に届け出が必要です。届け出がないと、引き続き水道料金が請求されます。口座振替を利用している人は、銀行等の口座から自動的に引き落とされますのでご注意ください。

手続きに必要なもの

- 水栓番号
- 使用者氏名
- 住所(水道の使用場所)
- 料金の精算方法(中止のとき)
- 転居先の住所(中止のとき)

受付時間

月～金曜日

8:30～17:15

(土・日曜日、祝・休日を除く)

引っ越しの2～3日前までに届け出を!

問い合わせ 津市水道サービスセンター(水道局庁舎1階) ☎237-5821 FAX 239-0512
業務運営会社 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社中部支店

水道料金・下水道使用料の支払いには便利な口座振替を

申し込み

取扱金融機関または郵便局へ

手続きに必要なもの

- 預金通帳
- 印鑑(金融機関届出印)
- 納入通知書やご使用水量のお知らせなど水栓番号が分かるもの



納入通知書(赤枠が水栓番号の記載欄)

